



目 次	ページ
告 示	
◎高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定 (人権・男女共同参画課)	1
◎高知県立高知公園の指定管理者の指定 (歴史文化財課)	1
○私立専修学校の廃止の認可 (私学・大学支援課)	1
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○公共測量の実施の通知 (4件) (")	1
○公共測量の終了の通知 (7件) (")	2
◎高知県立室戸体育館の指定管理者の指定 (公園下水道課)	2
◎高知県立池公園の指定管理者の指定 (")	2
◎高知県立甲浦港海岸緑地公園及び高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知県公安委員会規則	
◎放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・3揭示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	3

告 示

高知県告示第126号

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立人権啓発センター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町四丁目1番37号
公益財団法人高知県人権啓発センター
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

高知県告示第127号

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第33条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立高知公園
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市仁井田4563番地1
入交グループ高知公園管理組合
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

高知県告示第128号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。

令和5年3月17日

高知県知事 濱田 省司

学校名	設置者名	認可年月日
高知リハビリテーション学院	学校法人高知学園	令和5年3月17日

高知県告示第129号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和5年2月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和5年3月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

高知市、室戸市、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市及び香美市、安芸郡東洋町、田野町、北川村及び馬路村、長岡郡大豊町、土佐郡大川村、吾川郡いの町及び仁淀川町、高岡郡中土佐町、佐川町、檮原町、津野町及び四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町

高知県告示第130号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年1月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年3月17日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和5年1月25日から同年3月10日まで

3 作業地域

高知市及び土佐市

高知県告示第131号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年1月30日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年3月17日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和5年1月30日から同年3月10日まで

3 作業地域

南国市久枝から十市まで（高知海岸）

高知県告示第132号

高知県土木部高知土木事務所鏡ダム管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年2月17日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年3月17日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量）

2 作業期間

令和5年2月20日から同年3月17日まで

3 作業地域
高知市鏡今井

高知県告示第133号
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年2月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（用地測量）

2 作業期間
令和5年1月25日から同年9月29日まで

3 作業地域
幡多郡黒潮町浮鞭地内

高知県告示第134号
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和4年5月高知県告示第491号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第135号
高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年7月高知県告示第639号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年2月12日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第136号
高知県土木部高知土木事務所長から令和4年8月高知県告示第674号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年2月3日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第137号
高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から令和4年9月高知県告示第748号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第

3項の規定により告示する。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第138号
高知県土木部幡多土木事務所土佐清水事務所長から令和4年10月高知県告示第796号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年1月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第139号
高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年11月高知県告示第840号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年2月16日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第140号
高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年11月高知県告示第844号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年12月12日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第141号
高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号）第21条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

1 施設の名称
高知県立室戸体育館

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園

3 指定期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

高知県告示第142号
高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

1 施設の名称
高知県立池公園

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園

3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

高知県告示第143号
高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）第19条第1項の規定により公園ごとに指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

1 高知県立甲浦港海岸緑地公園
（1）指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
安芸郡東洋町生見758番地3
東洋町
（2）指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 高知県立手結港海岸緑地公園
（1）指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市夜須町千切537番地90
株式会社ヤ・シィ
（2）指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、香我美中北部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。
令和5年3月17日
高知県知事 濱田 省司

役名 氏 名 住 所
（退任）
理事 常石 二夫 香南市香我美町中西川1810番地
（就任）
理事 近森 浩二 香南市香我美町中西川421番地

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和5年3月17日

高知県知事 濱田 省司

| 許可番号                    | 開発区域に含まれる地域の名称             | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                |
|-------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 令和4年12月23日<br>4高都計第333号 | 香美市土佐山田町須江字北ムロヤ194番1、194番3 | 香美市土佐山田町須江194番地4<br>福永 敦之、福永 真衣 |

-----  
**公安委員会規則**  
-----

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

**高知県公安委員会規則第3号**

**放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則**

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、別記第10号様式裏面及び別記第17号様式中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第24号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,784人である。

令和5年3月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員

会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、164,861人である。

令和5年3月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第26号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区                  | 90,737人 |
| 室戸市・東洋町選挙区              | 4,314人  |
| 安芸市・芸西村選挙区              | 5,803人  |
| 南国市選挙区                  | 12,983人 |
| 土佐市選挙区                  | 7,453人  |
| 須崎市選挙区                  | 5,764人  |
| 宿毛市・大月町・三原村選挙区          | 7,386人  |
| 土佐清水市選挙区                | 3,715人  |
| 四万十市選挙区                 | 9,313人  |
| 香南市選挙区                  | 9,265人  |
| 香美市選挙区                  | 7,288人  |
| 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区 | 2,956人  |
| 長岡郡・土佐郡選挙区              | 3,108人  |
| 吾川郡選挙区                  | 7,759人  |
| 中土佐町・榑原町・津野町・四万十町選挙区    | 9,001人  |
| 佐川町・越知町・日高村選挙区          | 6,485人  |
| 黒潮町選挙区                  | 3,063人  |